

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 19 日

協同組合日本飼料工業会事務局御中
一般社団法人日本科学飼料協会事務局御中
一般社団法人ペットフード協会事務局御中
飼料輸出入協議会事務局御中
自由販売証明書申請御担当者 殿
EU 向け輸出ペットフード等の適合事業場の御担当者 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料検査指導班担当、愛玩動物用飼料対策班担当）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴う見直しについて
（飼料等の自由販売証明書関連）

畜水産安全管理課では、飼料やペットフード等の輸出の促進の観点から、「飼料等の自由販売証明書の発行要領」（平成 26 年 11 月 28 日付け 26 消安第 4028 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、飼料、飼料添加物及びペットフード（以下「飼料等」という。）について、自由販売証明書を発行する業務を担当してきたところです。

今般、本年 4 月の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の施行により、当該通知は他の輸出関連の通知とともに一本に束ねられ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省令・厚生労働省令・農林水産省令）の規定に基づく手続規程として、大臣により公示されることとなりますので、事前にお知らせします。

また、自由販売証明書発給業務については、令和 2 年度から、下記のとおり見直しを行う予定ですので、御了知いただきますようお願いいたします。特に、記の 1 に関し、飼料等の自由販売証明書の発行業務は地方農政局等が担当することとなりますが、年度当初は、業務移管に伴いこれまでよりも発行までに時間を要する可能性があるため、自由販売証明書の発行申請の御予定がある場合には、可能な限り今年度中に消費・安全局畜水産安全管理課に申請いただきますよう、御理解・御協力のほどよろしくお願ひします。

なお、当課では、当該業務の他にも、

- ① 「EU 域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領」（平成 18 年 4 月 19 日付け 18 消安第 640 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、欧州連合（EU）へのペットフード及び養殖魚用飼料（以下「ペットフード等」という。）の輸出について、EU が求める基準を製造事業場が満たすことを確認する業務

② 「EU 向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 消安第 10259 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、EU 向けに輸出されるペットフード等について、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された欧州委員会規則により求められている証明書を発行する業務も担当しているところですが、これらについても所要の見直しを行う予定です。これらの見直しについては、詳細が決定次第、別途御連絡いたします。

記

1. 本証明書の申請先が、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から地方農政局経営・事業支援部（北海道においては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課）に変更されます。また、発行者が農林水産省消費・安全局長から地方農政局等の長に変更となります。
2. 輸出証明書発給システム（オンラインシステム）での申請が可能となります。
3. 輸出のみを目的として製造・加工された飼料等であっても、同種の国内流通品との相違点が国内法上問題ないことが確認されるものについては、自由販売証明書の発行が可能となります。
4. 発行された自由販売証明書は、郵送での送付の他、地方農政局経営・事業支援部や都道府県拠点等でも受け取り可能となります。
5. 自由販売証明書は偽造防止紙で発行されるとともに、公印の電子印影及び担当者の署名が付されることとなります。

（連絡先）

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
飼料検査指導班 山多、北口
愛玩動物用飼料対策班 岡村、清水
Tel: 03-3502-8702 又は 03-6744-1708
E-mail: feed_cfs@maff.go.jp